

議案第97号

勝山市立中学校建設基本設計等業務プロポーザル審査会条例の制定について

勝山市立中学校建設基本設計等業務プロポーザル審査会条例を別紙のように制定する。

令和5年3月1日提出

勝山市長 水上 実喜夫

提案理由

勝山市立中学校建設基本設計等業務プロポーザル審査会について運営その他必要な事項を定めるため、この案を提出する。

勝山市条例第 号

勝山市立中学校建設基本設計等業務プロポーザル審査会条例

(設置)

第1条 市長は、中学校建設基本設計等業務の受託事業者をプロポーザル方式（専門性、技術力、企画力等を総合的に判断した上で、受託事業者を選定する方式をいう。）により選定するに当たり、透明性及び公平性を確保するため、勝山市立中学校建設基本設計等業務プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 審査会は、市長の要請に応じ、次に掲げる事項を審議又は審査する。

- (1) プロポーザルを実施する上で必要となる事項を定めた実施要領の確認に関すること。
- (2) プロポーザルに参加する事業者選定に関すること。
- (3) 企画提案書等の審査及び候補者の決定に関すること。
- (4) その他必要な事項

(組織)

第3条 審査会は、委員8人以内をもって組織する。

2 審査会の委員は、次に掲げる者をもってこれに充てる。

- (1) 学識経験者
- (2) 当該案件の業務を担当又は関連する業務を担当する政策幹及び課等の長（会計管理者、消防長及び教育委員会事務局長を含む。）又は職員

(3) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 審査会の委員の任期は、委嘱又は任命の日から当該案件の契約が締結された日の翌日までとする。

2 市長は、審査会の委員が次の各号のいずれかに該当する場合は、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務を行うことができないと認めるとき。

(2) 前号のほか、職務を行うことが困難又は不適當であると認めるとき。

3 市長は、第1項に規定する任期中に前項の規定による委員の欠員が生じた場合は、新たな者を委員に委嘱又は任命することができる。

(委員の守秘義務)

第5条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならず、その職を退いた後も同様とする。

(会長)

第6条 審査会に、会長を置く。

2 会長は、委員の互選により選出する。

3 会長は、審査会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

4 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第7条 審査会の会議は、会長が招集する。ただし、委員が委嘱された後において最初に行われる会議その他必要なときは、市長が招集する。

2 審査会は、過半数の委員の出席がなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の時は、会長の決するところによる。

(資料提出の要求等)

第8条 議長は、審議のため必要があると認めるときは、当該事項に関し識見を有する者に対し、資料の提出及び説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第9条 審査会の庶務は、当該案件の業務を担当する課等において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるものを除くほか、議事の手続その他審査会の運営に関し必要な事項は、審査会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、当該案件の契約が締結された日の翌日にその効力を失う。